

令和5年度

I

I-01 大田区では、障がい者及び障がい児の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として、「大田区（ A ）協議会」を設置している。

I-02 「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」について、次の文の（ ）に当てはまる語を選択肢の中から選び完成させなさい。

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」は、令和（ B ）年9月30日に制定された。

第1条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進及び障害の（ C ）に応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する（ D ）の実現に寄与することを目的とする。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ア) 地域社会 | イ) 社会生活 | ウ) 社会活動 |
| エ) 種別 | オ) 特性 | カ) 状態 |
| キ) 2 | ク) 3 | ケ) 4 |

I-03 音声（肉声）による119番通報が困難な聴覚障がい者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものを（ E ）（消防）という。

I-04 大田区の行政機関において、大田区立障がい者総合サポートセンター以外で手話通訳者の設置がある場所は、大田区役所の（ F ）課であり、毎週（ G ）曜日の13時から16時までの間で利用することができる。

I-05 令和5年4月時点において、大田区から委託を受けた民間の相談員である、身体障害者相談員は25人、知的障害者相談員は17人となっている。身体障害者相談員のうち障害種別又は団体が、「聴覚」となっているのは（ H ）人、「中途失聴・難聴」となっているのは（ I ）人である。

I-06 大田区立障がい者総合サポートセンターの手話通訳派遣窓口では、専用端末等を用いて、行政窓口と遠隔により手話通訳者をつなぐことができるが、遠隔で手話通訳者をつなぐことができない場所を、選択肢の中からすべて選びなさい。（ J ）

ア：上池台障害者福祉会館

イ：大田区役所本庁舎（障害福祉課）

ウ：蒲田地域庁舎

エ：調布地域庁舎

I-07 次の文章の（ ）にあてはまる言葉を選択肢の中から選びなさい。

障害者雇用促進法は、平成28年4月改正（施行）により、障害者に対する（ K ）と、職場における（ L ）の提供を義務化した。また、民間企業に義務付けている障害者の法定雇用率は、現在の（ M ）%から、令和6年4月に（ N ）%へ、令和8年7月に（ O ）%へと、3年間の間で2段階に分けて引き上げられる。

ア) 1.5 イ) 2.1 ウ) 2.3 エ) 2.5 オ) 2.7

カ) 差別の禁止 キ) 会議への出席禁止 ク) 給与引き下げの禁止

ケ) 適切な労働環境 コ) 合理的配慮 サ) 障害福祉サービス

II

- II-01 都立聴覚障害特別支援学校のうち、分教室があるのは（ A ）であり、（ B ）分教室、（ C ）分教室、（ D ）分教室の3つがある。
- II-02 電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方と聴覚障がい者等以外の者との会話を、通訳オペレータが（ E ）・（ F ）と（ G ）を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスである。
- II-03 デフリンピックが初めて開催されたのは、（ H ）年のフランス パリ大会であり、日本が初めて参加したのは、（ I ）年のアメリカ ワシントン大会である。2025年の東京大会が、デフリンピック初開催から（ J ）周年大会として開催される。
- II-04 古川太四郎によって、（ K ）年に日本で最初の（ L ）（当時の名称）が創立された。
- II-05 耳が聞こえないうえに、知的・視覚・肢体・精神・内部障害等を併せ持つ状態の障がい者を（ M ）障害者という。平成14年、東京都（ N ）市に（ M ）者生活就労施設（ O ）が開所した。
- II-06 東京手話通訳等派遣センターでは、都内在住者で、身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者及びその保護者、聴覚障がい者団体などに対し、聴覚障がい者が聞こえる人との意思疎通、又は社会活動についての知識の習得のために必要な場合、（ P ）、磁気ループ、オーバーヘッドカメラ、ビデオプロジェクターといった聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出しを行っている。

Ⅲ

Ⅲ-01 (A)全国手話通訳問題研究会は、令和6年6月に創立(B)周年を迎える。

Ⅲ-02 手話単語の構成要素には(C)、(D)、(E)、(F)があると言われている。

Ⅲ-03 大田区の手話通訳者派遣事業について、次のア～エのうち、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。(G)

ア：派遣制限として「1回6時間以内、月6回以内」と定められている。

イ：大田区外への派遣は認められていない。

ウ：区内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚又は言語機能の障害を有するもの、そのほか区長が特に必要と認めた個人及び団体も対象となる。

エ：利用料は無料(全額公費負担)だが、手話通訳者の交通費は依頼者の自己負担となる。

Ⅲ-04 通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の第3条に掲げられている基本理念の1では、「障害者による情報の(H)及び(I)並びに(J)に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた(K)を選択することができるようにすること。」とされている。

Ⅲ-05 聴覚障害者情報提供施設は、平成2年に(L)の第34条に各都道府県、政令都市に一つ設置することと定められた。社会福祉法人(M)は、平成3年に東京都の聴覚障害者情報提供施設として認可され、厚生労働大臣の認定を受け、「手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)」実施による手話技能の審査・証明事業の実施及び手話通訳士の登録事務を行っている。

Ⅲ-06 通訳現場ではいろいろなことが起こり、手話通訳者として、対象者や状況に応じた対応が必要となります。以下の状況で、手話通訳者がまずとるべき行動として最も適切なものを、選択肢の中から選びなさい。(N)

「病院通訳に行きました。聴覚障がい者は『緑内障の疑いがある』と診断されました。検査を待っている間に聴覚障がい者が『白内障と緑内障の違いはなに?』と手話通訳者に尋ねてきました。」

ア：スマホで調べて教えてあげる。

イ：後で大田区立障がい者総合サポートセンターに行き、窓口で聞くよう促す。

ウ：近くにいる看護師に説明を依頼する。

エ：「医師か看護師などに尋ねてみたらどうか」と促す。

IV

- IV-01 大田区が行い、又は関与する福祉サービスに関する苦情などを、公正かつ中立な立場で調査することにより福祉の向上を図る制度を大田区（ A ）制度という。
- IV-02 大田区聴覚障害者協会は、令和6年8月で創立（ B ）周年を迎える。また、令和5年10月1日時点の会長は（ C ）である。
- IV-03 大田区は SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の（ D ）に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う（ E ）にも選定された。
- IV-04 毎年、（ F ）月（ G ）日は「手話言語の国際デー」であり、この日は、（ H ）の設立日でもある。（ H ）が、世界平和を表す青色のライトアップを呼びかけており、全国各地でブルーライトアップなどのイベントが開催された。大田区でも令和5年の同日に大田区役所本庁舎と（ I ）の一部でブルーライトアップが行われた。
- IV-05 令和5年10月現在、大田区に団体登録のある手話サークルは、（ J ）、（ K ）、（ L ）の3つである。
- IV-06 映画（ M ）とは、聴覚障がい者への教育が、口話法が主流となり、手話が締め出されていた大正末期から昭和初期において、権力に負けず手話を守った大阪市立聾啞学校の（ N ）校長の物語である。大田区でも令和5年（ O ）月（ P ）日に（ Q ）地下多目的室で上映会が開催された。